

標 題：

SOLAS 74 条約で要求される
Oil/Chemical Tanker の通気装置の件
(NK Technical Information No.282 関連)

NKテクニカル インフォメーション

No. : 305

Date : 平成11年4月7日

船主、造船所 各位

平成10年7月1日に発効した SOLAS 74 条約/Chapter II-2,Reg.59 の Oil Tanker の通気装置に関する改正要件については、平成10年4月6日付け NK Technical Information No.251 にて、油および危険化学品をばら積みする兼用タンカーである Oil/Chemical Tanker に対して適用になることをお知らせしております。

一方、平成10年7月および12月に IMO BLG 小委員会および MSC 委員会がそれぞれ開催され、本件に関し、Oil/Chemical Tanker は Chemical Tanker として IBC/BCH コードの要件に適合すれば良いことが基本的に合意されました。ただし、本合意に基づく適用に関する解釈を行う必要から、次回 BLG 小委員会で引き続き検討することになりました。このため、この合意を正式に適用するには、IMO の更なる検討を待たねばなりません。

この合意によれば、SOLAS 74 条約における通気装置の要件と同様の内容を含む IBC/BCH コードの改正が発効するまでは、SOLAS 74 条約の改正要件に適合する必要がないことになります。なお、関連の IBC/BCH コード改正は IMO で承認されており、発効時期は2002年7月1日が予定されています。

この状況の中、本会では IMO の基本合意に配慮し、船籍国政府に IMO の基本合意の事前適用について承認を得た上で、SOLAS 74 条約/Chapter II-2,Reg.59 の Oil Tanker の通気装置に関する改正要件を Oil/Chemical Tanker に適用することを上記 IBC/BCH コードの改正が適用されるまで免除することにしました。

なお、本会では各国政府の方針を問い合わせていますが、これまで、次の政府から承認を得ています。

- | | | |
|---------|----------|-------|
| 1. リベリア | 2. パナマ | 3. 香港 |
| 4. マルタ | 5. フィリピン | |

本件に関するご質問は検査技術部(Tel: 03-5226-2027, Fax: 03-5226-2029)にお問い合わせ下さい。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。